

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所 番号	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人しまさき 小児科医院	4211320546	長崎県諫早市森山町下 井牟田 1356 番 1	無し

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和6年11月22日 令和5年度決算の決定
 " 令和6年度の役員報酬の年間報酬限度額の決定
 令和7年9月28日 令和7年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 3 - 2

法人名 医療法人 しまさき小児科医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎県諫早市森山町下井牟田1356番1

貸 借 対 照 表

(令和 7 年 9 月 30 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	64,043	I 流動負債	15,230
II 固定資産	49,844	II 固定負債	25,744
1 有形固定資産	45,683	負債合計	40,974
2 無形固定資産	792	純資産の部	
3 その他の資産	3,369	科 目	金 額
		I 資本金	10,000
		II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	62,913
		IV 評価・換算差額等	
		純資産合計	72,913
資産合計	113,887	負債・純資産合計	113,887

様式 4 - 2

法人名 医療法人 しまさき小児科医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎県諫早市森山町下井牟田1356番1

損 益 計 算 書
(自 令和 6 年 10 月 1 日 至 令和 7 年 9 月 30 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	125,167
2 事業費用	130,763
本来業務事業損失	5,596
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	5,596
II 事業外収益	3,249
III 事業外費用	407
経常損失	2,754
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純損失	2,754
法人税等	82
当期純損失	2,836

様式 2

法人名 医療法人 しまさき小児科医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎県諫早市森山町下井牟田1356番1

財 産 目 録
(令和 7 年 9 月 30 日現在)

1. 資 産 額	113,887 千円
2. 負 債 額	40,974 千円
3. 純 資 産 額	72,913 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	64,043
B 固 定 資 産	49,844
C 資 産 合 計 (A+B)	113,887
D 負 債 合 計	40,974
E 純 資 産 (C-D)	72,913

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 6

監事監査報告書

医療法人 しまさき小児科医院
理事長 島崎 敦 殿

私は、医療法人しまさき小児科医院の令和6会計年度（令和6年10月1日から令和7年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和7年11月22日

医療法人 しまさき小児科医院 監事
谷口 一恵